

○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定（税務課）

## 石川県告示第246号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第32条第1項の規定により、令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長（令和6年石川県告示第5の2号）において別に告示で定めることとされている期日については、その期限が令和6年1月1日から同年9月1日までの間に到来する不動産取得税、自動車税の環境性能割及び種別割、鉦区税、固定資産税並びに狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割について、同月2日とする。

令和6年7月2日

石川県知事 馳 浩